

計画素案に対する意見と市の対応方針

【第2次南相馬市環境基本計画（素案）パブリックコメントの意見と市の対応方針】

（パブリックコメント実施期間：平成29年1月16日～2月6日）

	項目	意見等	市の考え方	修正内容
1	【概要版】P3 克服すべき課題 環境の回復	<p>（案）</p> <p>・残存する放射性物質に対する放射線防護対策を万全にして、市民の不安を解消することが課題です。</p> <p>（理由）</p> <p>・「このことを不安に思う市民がいることから、この不安の解消が課題です」この文章には、放射線問題に対する根本的認識に問題があります。放射能汚染が事実として存在するにもかかわらず、それを取除くことによって不安を解消すべきなのに、対策を講じないで不安のみを解消しようとする行為は、本末転倒です。</p>	<p>・概要版の P3 は素案第4章南相馬市環境基本計画の成果と課題、方向性の要約であり、現環境基本計画の検証、環境基礎調査、市民アンケートの結果等から課題を抽出したものです。これら課題を解決するための具他的な施策について、第6章環境目標及び施策の展開において掲げております。</p> <p>放射能汚染が事実として存在し、それを不安に感じている市民の存在をまずありのままに課題と捉え、その不安を軽減するための施策（対策）を実施することにより、課題の解消につながるという章立てで構成をしておりますのでご理解願います。</p> <p>・今後とも、事後モニタリングの結果等を踏まえ、再汚染や取り残し等の除染の効果が維持されていない箇所が確認された場合に、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップ除染を実施していくこととしております。</p> <p>南相馬市の比較的広い範囲において、除染の目標が達成されていることを踏まえ、こういった事実をわかりやすくお伝えすることによって不安の解消を図ることができると思います。</p> <p>なお、森林、河川・湖沼等の環境回復につきましては、国に対し引き続き強く要望して参ります。</p>	修正なしとします。

2	【概要版】P3 克服すべき課題 自然環境	(意見) ・環境・自然破壊に繋がるような除染は、行うべきではないと考えます。	・ご意見を踏まえ、自然環境に配慮した環境回復対策を進めてまいります。	修正なしとします。
3	【概要版】P3 克服すべき課題 自然環境 水辺環境	(意見) ・「身の回りに自然とふれあう場所が少ないと市民が感じています」とありますが、「ふれあう場」はいっぱいあるのですが、事故による放射能汚染によりふれあうことが出来なくなっているという認識が大事です。	・ご意見として参考とさせていただきます。	修正なしとします。
4	【概要版】P3 克服すべき課題 自然環境 農地・農業	(意見) ・これについても、上記同様の認識が重要です。	・ご意見として参考とさせていただきます。	修正なしとします。
5	【概要版】P3 自然環境 自然との触れ合いの場	(意見) ・「放射能の心理的な影響により」の文章は、強く撤回することを要請します。 ・「放射能のリスクにより」に変更を要請します。	・ご意見を踏まえ修正します。	概要版 P3 克服すべき課題 2 自然環境 自然とのふれあいの場 第2次南相馬市環境基本計画(案) 【本編】P31 「放射能の心理的な影響により、身の回りに自然とふれあう場所がない」 ↓ 「放射能のリスクにより、身の回りに自然とふれあう場所がないと市民が感じています」
6	【概要版】P3 克服すべき課題 都市環境 公園	(意見) ・全国平均より少ないとしているが、公園がいないほど豊かな自然が身近にあった。それが、原発事故によりふれあうことが出来なくなっている、との認識を持つべきです。	・公園に関しては、アンケート結果ではなく、あくまでも整備量を課題としています。都市公園のもつ役割として、自然とは異なる防災機能等の視点から施策として推進することとしておりますのでご理解願います。	修正なしとします。
7	【概要版】P3 克服すべき課題 生活環境 大気環境	(意見) ・排煙・排気ガス・ダイオキシンだけでなく、放射性物質濃度も加えるべきです。広報のデータには、健康に問題がないとされていますが、全国の濃度と比較して考えるべきであり、モニタリ	・ご意見のとおり、素案 P42 環境目標 1 放射線対策の推進のなかで取り組んでまいります。	修正なしとします。

		ングの継続は欠かせないと思います。また、焼却炉の排煙や焼却灰についても注意が必要ではないでしょうか。		
8	【概要版】P3 克服すべき課題 生活環境 水環境・水循環	(意見) ・放射性物質による汚染監視にも継続して注意を払うべきです。	・ご意見のとおり、素案 P42 環境目標 1 放射線対策の推進のなかで取り組んでまいります。	修正なしとします。
9	【概要版】P3 克服すべき課題 地球環境 エネルギー	(意見) ・多角的に考えることが必要でしょうが、燃料電池・小水力も重要分野ととらえて下さい。	・ご意見を踏まえ、エネルギーの有効利用に努めてまいります。	修正なしとします。
10	【本編】P31 4 南相馬市環境基本計画の成果と課題、方向性 2 自然環境	P31 第4章 2 自然環境 主な取り組みと成果のうち、野生生物の特に重要な種について、具体的固有名詞を表記すべきではないか。	・ご意見を踏まえ修正します。	第2次南相馬市環境基本計画(案) 【本編】P31 野生動物 「特に重要な種の保全と保護や、」 ↓ 「クマタカ、アカヤシオなど重要な種の保全と保護や、」
11	【本編】P32 4 南相馬市環境基本計画の成果と課題、方向性 3 都市環境	P32 3 都市環境 環境施策の方向性のうち、景観の保全について、アンケートにおいて市民が街並みを美しいと感じてないことから、街路の植樹や緑化、また「復興総合計画」にある「まちなか緑化の推進」を盛り込むべきではないか。	・素案 P62「環境施策 3-2 景観の保全 主要施策 3-2-1 街並づくり 施策項目特色あるふるさと景観形成の推進」の主な取組のなかで、市民主導の花と緑のまちづくり運動を揚げ、まちなか緑化の推進を図ることとしております。	修正なしとします。
12	【本編】P34 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全 4-5 廃棄物対策とリサイクルの推進	P34 4 生活環境 環境施策の方向性のうち、「ごみ排出量の削減」「リサイクルの推進」において、ごみの分別の徹底を盛り込むべきでは。	・素案 P77「環境施策 4-5 廃棄物対策とリサイクルの推進 施策 4-5-2 ごみの発生抑制・再利用・再生利用」に適正分別の推進を掲げ、ごみの分別の徹底に取り組むこととしております。	修正なしとします。

13	<p>【本編】P35 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 5 地球環境や地球温暖化を考えて行動する 5-2 再生可能エネルギーの導入 5-2-1 再生可能エネルギーの導入</p>	<p>P35 5 地球環境 克服すべき課題の中で、「原子力災害を教訓に」の後に「脱原発都市宣言を踏まえ」を盛り込む。若しくは、環境施策の方向性の「再生可能エネルギーの導入」の前に「脱原発都市宣言を踏まえ」を明記しては。</p>	<p>・ご意見を踏まえ修正します。</p>	<p>第2次南相馬市環境基本計画（案） 【本編】P35 5 地球環境 克服すべき課題 「原子力災害を教訓に、化石燃料や原子力に依存しないエネルギー利用への転換」 ↓ 「原子力災害を教訓に「脱原発都市宣言」を踏まえた、化石燃料や原子力に依存しないエネルギー利用への転換」</p>
14	<p>【本編】P42～92 6章 各環境目標及び施策の展開 環境配慮指針</p>	<p>全体の文章として、南相馬市環境基本条例第8条第2項に 環境の保全は、すべての者の協力と働きかけによって行わなければならない。第3項 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。とあることから、市民、事業者についても「しましよう」ではなく、「 します」と、文章に主体性を持たせるべきである。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、より市民の自発的な行動を促すことを目的に市民及び事業者の環境配慮方針の語尾を「します」に修正いたします。</p>	<p>第2次南相馬市環境基本計画（案） 【本編】P42～92の関係箇所 市民及び事業者の環境配慮方針を左記のとおり修正。</p>
15	<p>【本編】P42 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 1 放射線対策の推進 1-1 環境回復活動の推進 1-1-1 環境回復活動の推進</p>	<p>総合指標がアンケートの指標と聞きましたが、確かにこれも大切でしょう。しかしながら私だけではないと思いますが、実際の線量がどうなったかではないでしょうか。各部位ごと（住宅部、側溝、農地、山林など）で、ある地点数を決めて測定していくことが大事です。その目標の数値を決めてください。</p>	<p>・放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染につきましては、一部を除き完了しました。今後は、事後モニタリングの結果等を踏まえ、再汚染や取り残し等の除染の効果が維持されていない箇所が確認された場合に、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップ除染を実施していくこととなります。フォローアップ除染は面的除染とは異なり、空間線量率の低減に大きく寄与するものではないため、空間線量率の低減を目標とすることは適切性に欠くものと考えます。 なお、空間線量率の推移については、広報紙にて継続してお知らせしてまいります</p>	<p>修正なしとします。</p>

16	【本編】P42 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標1 放射線対策の推進	(意見) ・「・・・市民の心身の不安の解消・・・」 訂正を求めます。 「・・・市民の心身の健全性を確保することを目指します」に変更を要請します。	ご意見の通り、「心身の健全性を確保すること」については、重要なものと認識しております。市では「健全性を確保」するためにも、「心身の不安の解消」を目指して参ります。	修正なしとします。
17	【本編】P42 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標1 放射線対策の推進 1-1 環境回復活動の推進 1-1-1 環境回復活動の推進	(意見) 0.23 $\mu$ Sv/h でも安心はできません。土壌等の汚染は残存しています。不安軽減を数値目標にするのはいいとしても、目標達成を急ぐあまり、リスクを教えない安心教育や、リスクなどの情報隠し などが生じないよう気をつけて下さい。 本来であれば、土壌汚染の減少と拡散防止対策の数値指標の設定をすべきであると思います。その結果として、不安・心配が減少することになるのではないのでしょうか。	・対処につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法及び同法基本方針において、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とし、また、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることとされており、空間線量率の低減を目標としております。 なお、ご意見を踏まえまして、今後とも広報紙等を活用し、本市の環境放射線モニタリングの結果の評価をわかりやすくお伝えしてまいります。 ・情報提供に際しては、リスクを含めて偏らない情報提供に努めます。	修正なしとします。
18	【本編】P42 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標1 放射線対策の推進 1-1 環境回復活動の推進 1-1-1 環境回復活動の推進	(意見) 森林・河川・湖沼等の環境回復に向けて、国と調整することについて、自然破壊に繋がるような除染だけはやめてもらいたい。時間をかけてでも、自然の循環のなかから放射性物質を回収する技術とシステムを是非とも確立してほしいと思います。	・ご意見につきまして、「環境回復に向けた検討」の中で、自然破壊とならない環境の回復を検討してまいります。	修正なしとします。
19	【本編】P43 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標1 放射線対策の推進 1-1 環境回復活動の推進 1-1-2 除去土壌等の仮置場等からの搬出の加速化	(意見) 「市の環境配慮方針」について、除去土壌の搬出のみではなく、土壌汚染の実態を明らかにし、それに対する対策を国に要請すべきとおもいます。また、生活環境のなかでそれらを回収するシステムを考案し、施策としてほしいと思います。(例：側溝の定期的な汚泥回収など)	・ご意見につきまして、「環境回復に向けた取り組み」の中で、検討して参ります。	修正なしとします。

20	<p>【本編】P44 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 1 放射線対策の推進 1-2 市民の不安軽減</p>	<p>とても大変な「環境目標 1 放射線対策の推進」において、「環境施策 1-2 市民の不安の低減」とされていますが、もちろんこれが大切です。しかし上記に述べました「被ばく線量が年間 1 mSv (空間線量が 0.23 μSv) 以下」となる環境が一番大事な進行管理ではないでしょうか。この管理をやむやみにされるのではと思いたくないですが、どうぞこの管理のために、市民を含めた環境管理委員会などを設置することを要求します。</p>	<p>・除染について、国の長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 mSv 以下となることとされています。市では、追加被ばく線量が年間 1 mSv 以下は、空間線量率毎時 0.23 μSv 以下と捉えており、この目標達成に向け、国に環境回復に向けた取り組みを継続するよう求めており、今後も引き続き求めて参ります。</p> <p>なお、環境基本計画の進行管理については、市民の代表で構成する環境審議会に諮りながら行うこととしています。</p>	<p>修正なしとします。</p>
21	<p>【本編】P44 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 1 放射線対策の推進 1-2 市民の不安軽減</p>	<p>(案) 放射能濃度の原発事故の影響のない地点との比較 (理由) ・震災以降生活環境課や放射線健康調査係、危機管理課、除染対策課等々市民の放射線への不安を取り除く為、学者及び専門家を呼び、市民への説明会等を行いました。市民の放射線への不安が無くなったか？と言えば、今だ心に違和感を持った人も多いです。 市民に対して安全を実感してもらおう為には事故の影響が無かった地域(北海道や九州など)の空間線量を計ってもらい、南相馬市との差がどれだけあるのか理解してもらおうのが一番早いと思います。(もちろん水なども)</p>	<p>・除染の目標につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針において、「長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となること」とされていることを踏まえた内容としております。</p> <p>なお、ご意見を踏まえまして、今後とも広報紙等を活用し、本市の環境放射線モニタリングの結果の評価をわかりやすくお伝えします。</p> <p>・ご意見を踏まえ、今後とも広報紙やチラシ等を活用し、さらに放射線教育も積極的に実施し、皆様にわかりやすい形で情報提供を行い、市民の放射性物質への不安軽減に努めてまいります。</p> <p>ご提案いただいた件については、市民の皆様によりわかりやすい形でご提示できるようにしてまいります。</p>	<p>第 2 次南相馬市環境基本計画(案) 【本編】 46 ページに県外他都市と比較した空間線量を別に掲載しました。</p>
22	<p>【本編】P44 第 6 章 環境目標及び環境施策 環境目標 1 放射線対策の推進 1-2 市民の心身の不安の軽減</p>	<p>(意見) ・タイトルとその説明の変更を求めます。改訂 「市民の心身の健全性の確保」 「健康管理対策として、健康診断の推進や放射線についての情報提供などにより、市民の心身の健全性向上を図ります。」に訂正して頂きたい。</p>	<p>・ご意見の通り、「心身の健全性を確保すること」については、重要なものと認識しております。市では「健全性を確保」するためにも、「心身の不安の解消」を目指して参ります。</p>	<p>修正なしとします</p>

23	<p>【本編】P48 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 2 豊かな自然の再生と創造 2-1 緑の保全と創造</p>	<p>(案) ・単一種の植林でなく多種類の植樹が必要 (理由) ・自然の中で育まれた生態系を次代に継承することですが、一部樹木に関してはしっかりときません。特に日本列島改造論の反省から杉を多く植えることが行われて来ましたが、これは環境保全の観点からはいかなものかと思っております。特に水(川)との関係では杉よりもブナ、ナラ、カエデの方が理想的と思われれます。南相馬市は真野川、新田川の二つの川をもっています。この川の水質を保全することが南相馬市にとって非常に重要なことと思っております</p>	<p>・植樹活動にあたっては、ご意見を踏まえ、「環境施策 2-1 緑の保全と創造」に基づき、関係機関、専門家等の指導も受けながら行ってまいります。なお、震災以降、市が毎年開催している鎮魂復興市民植樹祭においては、20種類程度の広葉樹を混植し、実施しているところです。</p>	修正なしとします。
24	<p>【本編】P48 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標 2 豊かな自然の再生と創造 2-1 緑の保全と創造 2-1-1 屋敷林、社寺林などの保全と保護</p>	<p>(意見) ・放射能問題への対策が根底にあるという視点が重要ではないでしょうか。それなくしては、すべての目標は絵に描いた餅となります。 ・ここでの提案ですが、1～5までの各項目それぞれにおいて、放射性物質の回収システムを確立する必要があると考えています。専門家による英知の結集が必要だと思いますが、各項目ごとに発想(思いつき)を列記しますので、参考にして下さい。 屋敷・寺社の林保全について、この林にどうしても放射性物質が残存しやすくなります。そこで、杉葉などの落葉は公共が責任をもって回収し、放射性物質を回収できる場所で処分することを提案します。</p>	<p>・ご意見につきまして、「環境目標 1 放射線対策の推進」に係る今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>	修正なしとします。

25	【本編】p49 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標2 豊かな自然の再生と創造 2-1 緑の保全と創造 2-1-2 河川敷や海辺の緑化 2-1-3 森林の再生	(意見) ここでも 同様の対策と、水辺のゴミや浮遊物の回収システムを確立する必要があります。	・ご意見につきまして、「環境目標1 放射線対策の推進」に係る今後の取り組みの参考にさせていただきます。	修正なしとします。
26	【本編】P52 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標2 豊かな自然の再生と創造 2-3 水辺環境の復元と創造	(意見) 水については、定期的・継続的なモニタリングが必要ですし、やはり汚染物質の回収システムの確立が必要です。	・ご意見につきまして、「環境目標1 放射線対策の推進」に係る今後の取り組みの参考にさせていただきます	修正なしとします。
27	【本編】P54 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標2 豊かな自然の再生と創造 2-4 農地の再生と創造	(意見) 同様に汚染物質の回収システムを工夫しなければなりません、作業における付着の問題も考える必要があると思います。	・ご意見につきまして、環境目標1「放射線対策の推進」に係る今後の取り組みの参考にさせていただきます。	修正なしとします。
28	【本編】P56 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標2 豊かな自然の再生と創造 2-5 自然との触れ合いの場の創出	(意見) 汚染物質との触れ合いにならないよう工夫と注意が必要です。  以上、～ までの共通事項として、公共の除染施設の設置が必要と考えています。ご検討をお願いします。	・ご意見につきまして、環境目標1「放射線対策の推進」に係る今後の取り組みの参考にさせていただきます。	修正なしとします。
29	【本編】P58 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標3 快適で環境にやさしい都市環境の創造	(意見) ・放射性物質に配慮した創造を求めます。	・ご意見につきまして、環境目標1「放射線対策の推進」に係る今後の取り組みの参考にさせていただきます。	修正なしとします。
30	【本編】P58 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標3 快適で環境にやさしい都市環境の創造 3-1 公園等の充実	(意見) ベンチや子供の遊び場など、放射性物質には特別の配慮が必要です。これは被ばく線量の問題ではなく汚染物質の取扱の問題として考えるべきです。	・ご意見につきまして、今後の取り組みの参考にさせていただきます。	修正なしとします。



31	【本編】P59 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 3 快適で環境にやさしい都市環境の創造 3-1 公園等の拡充 市の環境配慮方針	P56 [市の環境配慮方針]に「？ 公共空間における緑の保全と創造の主體的な役割を担います。」とあるが、「創造」の内容がわかりづらい。「緑の保全」の前に、「木・花の植栽など」を盛り込んではどうか。	・ご意見を踏まえ修正します。	第2次南相馬市環境基本計画（案） 【本編】P59 「公共空間における緑の保全と創造の主體的な役割を担います。」 ↓ 「公共空間における木・花の植栽など緑の保全と創造の主體的な役割を担います。」
32	【本編】P62 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標 3 快適で環境にやさしい都市環境の創造 3-3 空き家対策	（意見） 特に事故前からある空き家がほとんどと思いますが、放射性物質の屋内への蓄積が確実に存在します。このことへの配慮が絶対に欠かせません。対策の必要事項と考えてほしいです。	・ご意見につきまして、今後の取り組みの参考にさせていただきます。	修正なしとします。
33	【本編】P64 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全 4-1 大気環境の保全	（意見） ここでも、全体的に放射性物質の拡散・濃縮に配慮をお願いします。 野焼き・焼却には特に注意がひつようです。放射性物質の飛散・濃縮につながります。 野焼きは禁止、焼却は回収装置付きの処理を徹底して下さい。	・ご意見を踏まえ、南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例等に基づき野焼き対策を推進してまいります。	修正なしとします。
34	【本編】P65 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全 4-1 大気環境の保全 4-1-1 移動発生源(自動車排出ガス)対策	P61 4-1-2 移動発生源(自動車排出ガス)対策のうち、低公害車の導入の主な取り組みで、「本市で自動車を購入する際には、可能な限り低公害車の導入に努めます」とあるが、市民に呼びかけていることから、「可能な限り」を削除すべき。	・ご意見を踏まえ修正します。	第2次南相馬市環境基本計画（案） 【本編】P65 「本市で自動車を購入する際には、可能な限り低公害車の導入に努めます」 ↓ 「本市で自動車を購入する際には、低公害車の導入に努めます」
35	【本編】P70 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全 4-3 水環境と水循環の保全	（意見） 放射性物質の監視が今後ますます重要となります。徹底したモニタリングの継続と、生活排水及び工業排水の監視を求めるとともに、放射性汚染物質の回収施設の設置を要請します。	・ご意見につきまして、環境目標 1「放射線対策の推進」に係る今後の取り組みの参考にさせていただきます。	修正なしとします。

36	<p>【本編】P70 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全 4-3 水環境と水循環の保全 4-3-2 水質汚濁の防止</p>	<p>(案) ・水質きれいに保つため、洗剤等の使用量を削減すべき (理由) ・私達も水質保全にはたえず関心を持ち責任をもたなければなりません、(たとえば台所の洗剤、洗たく洗剤を最小限に使用するなど) 私達一人一人が気をつければもっともっと水がきれいになるだろうと思います。</p>	<p>・ご意見を踏まえ「4-3-2 水質汚濁の防止」の施策に基づき水環境と水循環の保全に努めてまいります。</p>	修正なしとします。
37	<p>【本編】P74 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全 4-4 化学物質の安全対策・土壌汚染対策</p>	<p>(意見) 放射性物質による土壌汚染の実態調査を要望します。</p>	<p>・ご意見につきまして、環境目標 1「放射線対策の推進」に係る今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>	修正なしとします。
38	<p>【本編】P76 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全 4-5 廃棄物対策とリサイクルの推進 4-5-1 人材育成と市民、事業者、市の連携推進</p>	<p>p70 【環境施策】4-5 廃棄物対策とリサイクルの推進の、[主要施策]4-5-1 人材育成と市民、事業者、市の連携推進において、施策項目と主な取り組みに「行政と市民(各種団体や事業所)による不法投棄回収作業」を盛り込む。更に、主体として環境教育において「市(教育委員会)」を明記すべきでは。また、4-5-2 ごみの発生抑制・再利用・再生利用において、ごみの排出抑制に向けた主な取り組みとして「ごみ袋の有料化の検討」を盛り込むべきでは。</p>	<p>・「4-5-1 人材育成と市民、事業者、市の連携推進 施策項目 不法投棄の監視体制の強化」主な取組として、市民クリーンデー及び行政区美化活動の展開を掲げ、その中で事業者の参加も推進してまいります。 ・主体については、ご意見を踏まえ修正します。 ・廃棄物対策等に関しては、平成 27 年度に策定した「南相馬市一般廃棄物処理基本計画」の重点施策を反映しています。一般廃棄物処理基本計画において、ご意見にある「ごみ袋の有料化の検討」は、重点施策ではありませんが、「ごみ処理費用負担(有料化)の検討」として施策として掲げておりますので、計画に基づき検討をしてまいります。</p>	<p>第2次南相馬市環境基本計画(案) 【本編】P76 主体 市(生活環境課) ↓ 主体 市(生活環境課、教育委員会)</p>
39	<p>【本編】P76 第6章 環境目標及び環境施策 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全 4-5 廃棄物・リサイクル</p>	<p>(意見) 専用の除染施設の設置を要請します。 クリーンセンター焼却施設に、放射性物質回収装置を追加設置して下さい</p>	<p>・ご意見につきまして、環境目標 1「放射線対策の推進」に係る今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>	修正なしとします。

		い。減容化施設の活用も考えられると思います。		
40	【本編】P90 6章 環境目標及び施策の展開 環境目標 7 みんなで環境を造り直す 7-2 市・市民・事業者による環境保全活動の推進 7-2-1 市民・事業者の環境保全活動の推進	(案) みんなで環境を作りなおすための市民の参加増について (理由) ・この件については市、市民、事業者とありますがまさしくその通りであると思います。 今まで市が行って来た市民と共にと言うものは関係者が区長であり一般の市民参加が少ないです。 前に行った植樹祭時の様に多くの市民の参加を求める事が大事だと思います。 昨年小高で行われた河川の草刈りにしても市と区長だけで行われた。小高への帰還を考えるなら、帰還を希望する区民の参加をもっと求めるべきである。これは小高だけではなく、原町も鹿島も区民が協力し、行う事が大切と考えるからです。 市民が自分たちの力で町を綺麗にすればそこを汚そうと思う人も減るだろうし、地域での連帯感も生まれると思います。	・ご意見を踏まえ、「7-2-1 市民・事業者の環境保全活動の推進」に基づき、行政区等と連携し、市民参加型の環境保全活動を促進してまいります。	修正なしとします。
41	【本編】P97 7章 計画の進行管理	P91 進行管理のための組織体制の図式中、事務局に(生活環境課)を明記したほうが、わかりやすいのではないか。	・ご意見を踏まえ修正します。	第2次南相馬市環境基本計画(案) 【本編】P97 事務局 ↓ 事務局(生活環境課)
42	その他	「旧原町市地球温暖化対策推進実行計画」を2007(平成19)年に策定しているが、見直しの考えはありますか。	・南相馬市地球温暖化対策推進実行計画の計画期間は平成19年度から23年度の5カ年で目標年度を平成23年度として定めましたが、東日本大震災の影響で検証できない状況が続きました。今後見直しについて検討していきたいと思います。	修正なしとします。
43	その他	南相馬市環境基本条例第8条(環境基本計画)に、市長は相馬市環境審議会に意見を聞くところがあるが、手続きはさ	・平成28年6月28日第1回環境審議会を開催し、環境基本計画の改定の背景等説明実施。	修正なしとします。

		れていますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 1 月 10 日第 2 回環境審議会を開催し、第 2 次環境基本計画（素案）について協議。</li> <li>平成 29 年 2 月 13 日第 3 回環境審議会を開催し、第 2 次環境基本計画案について諮問・答申。</li> </ul>	
44	その他	放射線についての環境保全に対する条例の制定、若しくは条例の改正が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、環境基本条例形成の必要性も含め検討してまいります。</li> </ul>	修正なしとします。
45	その他	当計画は、平成 36 年度までの当問題を考えたときの長期計画ですから、しっかりと市民を交えて多数決で決定していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の策定にあたっては、環境審議会や地域協議会またパブリックコメントの募集等により、広く市民の意見を反映し策定してまいります。</li> </ul>	修正なしとします。
	その他	市民説明会やその他で聞いています山林の除染内容ですと、果たして生活部位をはじめ、河川の今後の放射線状況がどうなるか全く不明です。そのことに対して、強く履行してもらわなければならないのは「被ばく線量が年間 1 mSv(空間線量が 0.23 μSv)以下」にならない場合、決して国に押されて妥協があってはならないということです。そうしないと、ひとつ妥協しますと、次々に安易な要求を受け入れなければならないということになります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の目標につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針において、「長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となること」とされていることを踏まえた内容としております。</li> <li>なお、山林、河川の環境回復につきましては、国に対し引き続き強く要望して参ります。</li> </ul>	修正なしとします。
46	その他	浜通りの各地域ごとの漁協が一本化となると先日報道されました。このことはなかなか大変で長所短所があるかと思いますが、飛散した地域が一体となり、大きな力で国や県行政にあたるのが、どんなにか大切であるかの素晴らしい団体となることでしょう。そのようなことを考えた場合、今までも環境に対する問題に限らず関係自治体の横のつながりはありますが、ますます強い繋がりを持って対応を願えばかりです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえ、環境保全やその他の課題に対して、国・県をはじめ関係機関、関係自治体と連携を密にして対処してまいります。</li> </ul>	修正なしとします。

47	その他	<p>現在一番気になっていますのは、河川の除染です。この河川水で、お米やその他の作物はもちろんですが、生活に及ぼす影響は計り知れません。どうぞ、この河川をもとに戻すには大変ですが、これもしっかりと国に訴えて安心して利用できるものにしてく。</p>	<p>国は、「河川の底質は、河川敷に比べて放射性セシウム濃度は低い傾向があることに加え、水の遮蔽効果があることから、生活圏の空間線量率への寄与が小さいため、除染は実施しません」としております。</p> <p>なお、河川の環境回復につきましては、国に対し引き続き強く要望して参ります。</p>	<p>修正なしとします。</p>
----	-----	---	---	------------------